小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十七号

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律

（中小企業基本法の一部改正）

第一条　中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十三条」に、「第二十二条」を「第二十四条」に、「第二十三条・第二十四条」を「第二十五条・第二十六条」に、「第二十五条」を「第二十七条」に、「第二十六条―第三十条」を「第二十八条―第三十二条」に改める。

第三条に次の一項を加える。

2　中小企業の多様で活力ある成長発展に当たつては、小規模企業が、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨としてこれらの事業活動に資する事業環境が整備されることにより、小規模企業の活力が最大限に発揮されなければならない。

第八条を次のように改める。

（小規模企業に対する中小企業施策の方針）

第八条　国は、次に掲げる方針に従い、小規模企業者に対して中小企業に関する施策を講ずるものとする。

一　小規模企業が地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するという重要な意義を有することを踏まえ、適切かつ十分な経営資源の確保を通じて地域における小規模企業の持続的な事業活動を可能とするとともに、地域の多様な主体との連携の推進によつて地域における多様な需要に応じた事業活動の活性化を図ること。

二　小規模企業が将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有することを踏まえ、小規模企業がその成長発展を図るに当たり、その状況に応じ、着実な成長発展を実現するための適切な支援を受けられるよう必要な環境の整備を図ること。

三　経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うこと。

第十三条中「の創業」の下に「、特に女性や青年による中小企業の創業」を加える。

第三十条を第三十二条とし、第二十六条から第二十九条までを二条ずつ繰り下げ、第三章中第二十五条を第二十七条とし、第二章第四節中第二十四条を第二十六条とし、第二十三条を第二十五条とする。

第二十二条第四項中「再建」の下に「、承継」を、「の制度の整備」の下に「、事業の承継のための制度の整備」を加え、第二章第三節中同条を第二十四条とする。

第二章第二節中第二十一条を第二十三条とし、第十六条から第二十条までを二条ずつ繰り下げ、第十五条の次に次の二条を加える。

（海外における事業展開の促進）

第十六条　国は、中小企業者がその事業基盤を国内に維持しつつ行う海外における事業の展開を促進するため、海外における事業の展開に関する情報の提供及び研修の充実、海外における事業の展開に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるとともに、中小企業者が供給する魅力ある商品又は役務に対する海外における関心及び理解の増進に努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第十七条　国は、中小企業の情報通信技術の活用の推進を図るため、情報通信技術の活用に関する情報の提供の充実、情報通信技術の活用に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるものとする。

（中小企業信用保険法の一部改正）

第二条　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項第一号中「もの」の下に「（次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）」を加え、同項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

第二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　この法律において「電子記録債権の割引」とは、中小企業者がその有する債権である電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第十五条に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）を当該電子記録債権に係る債務の支払期日の日前に次条第一項に規定する金融機関に譲渡することにより、当該電子記録債権の金額から一定の金額を控除して得た金額につき当該金融機関から資金の融通を受けることをいう。

第三条第一項中「借入れ（手形の割引」の下に「又は電子記録債権の割引」を、「手形金額のうち保証をした額」の下に「、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額のうち保証をした額」を加え、同条第三項中「、手形の支払」を「手形の支払、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権に係る債務の支払」に改め、同条第四項中「、手形の割引により融通を受けた資金」を「手形の割引により融通を受けた資金、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の割引により融通を受けた資金」に改める。

第三条の三第一項及び第四項中「手形金額」の下に「、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額」を加える。

第三条の四第一項中「売掛金債権」の下に「その他の経済産業省令で定める債権」を加える。

第三条の五第一項中「、手形金額のうち保証をした額」を「手形金額のうち保証をした額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額のうち保証をした額」に改める。

第三条の十一第一項中「対する売掛金債権」の下に「その他の経済産業省令で定める債権（以下この項において「売掛金債権等」という。）」を加え、「売掛金債権の」を「売掛金債権等の」に、「売掛金債権その他の経済産業省令」を「売掛金債権等その他経済産業省令」に改める。

第五条中「弁済（手形の割引」の下に「及び電子記録債権の割引」を加え、「、手形債務」を「手形債務、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権に係る債務」に改める。

附則第五項中「第二条第四項第六号」を「第二条第五項第六号」に改める。